測量士・測量士補の資格を得るための測量に関する専門教育
（測量法第 50 条第 3 号、第 4 号及び第 51 条第 3 号）

（１）指定・登録基準

測量法

（測量に関する専門の養成施設の登録）

第五十一条の二

第五十条第三号又は第四号の登録は、測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務（以下「養成業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第五十一条の三

次の各号のいずれかに該当する者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第五十一条の十五の規定により第五十条第三号又は第四号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、養成業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第五十一条の四

国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目について、講義及び実習を行うものであること。

二　別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の数量有していること。

三　別表第一に掲げる測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、これらの教員のうち専任の者（以下「専任教員」という。）の人数が、第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては三人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた人数）、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては六人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに二を加えた人数）以上であること。

四　専任教員のうち、専門分野（測地に関する科目（別表第一の一の項第五号から第八号までに掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「測地分野」という。）及び地図に関する科目（同項第九号から第十一号までに掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「地図分野」という。）をいう。以下同じ。）を教授することができる者の人数が、測地分野又は地図分野ごとにそれぞれ一人以上であること。

五　専任教員のうち一人は、主任専任教員（専門分野を統括し、かつ、別表第一に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任する者をいう。以下同じ。）であること。

（２）指定・登録法人

法人の名称　：　一般財団法人　全国建設研修センター（札幌理工学院）
指定・登録時期　：　平成１６年８月３１日
法人の連絡先　：　東京都小平市喜平町２－１－２
指定・登録の理由　：　登録要件に適合すると認められるため
その他の登録法人　：

学校法人　明倫館（国土建設学院）
学校法人　中央工学校（中央工学校）
学校法人　九州測量専門学校（九州測量専門学校）
学校法人　創真総合技術学園（近畿測量専門学校）
学校法人　北杜学園（仙台工科専門学校）
学校法人　愛和学園（専門学校都市デザインカレッジ愛知）
学校法人　川島学園（鹿児島建設専門学校）
学校法人　嶋田学園（福岡国土建設専門学校）
学校法人　立山学園（北陸工業専門学校）
学校法人　鶴学園（広島工業大学専門学校）
学校法人　常松学園（札幌工科専門学校）
学校法人　国際総合学園（新潟工科専門学校）
学校法人　後藤学園（智泉福祉製菓専門合学校）
学校法人　岡山科学技術学園（岡山科学技術専門学校）
学校法人　電波学園（東海工業専門学校金山校）

（３）指定・登録基準に係る問い合せ、照会等

特になし